

議案第4号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成29年3月7日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の規定について、所要の改正を行うもの。

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成22年条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 長与町職員の育児休業等に関する条例

第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第4条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことに

より当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第4条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第19条第2項中「育児時間を承認されている」を「育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（長与町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部改正）

2 長与町職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「職員の育児休業等に関する条例」を「長与町職員の育児休業等に関する条例」に改める。